

令和5年度第1回  
北栄町空家対策審議会会議議事録

日 時 令和6年3月21日(木) 午後1:30 ~ 午後2:10  
場 所 北栄町環境改善センター2階 大会議室  
会議に招集された者 北栄町空家等審議会委員  
出席者 谷口 敬雄、張 漢賢、  
磯江 昭徳、田熊勝美  
会議に付した事項 別紙資料のとおり

会 議 の 要 旨

開会 事務局	午後1時30分 令和5年度第1回北栄町空家等審議会を開催します。
磯江課長	今回の審議会で、審議していただく事案はございません。今年度の実績や来年度の取り組みについて情報共有するため、委員さんにお集まりいただきました。よろしくお願ひします。
事務局	【令和5年度の実績】 資料に沿って説明 令和5年度末で把握している空家の数は276件であり、今年度4件の除却を行いました。内訳はC区分2件、D区分2件となっています。 B区分からC区分へ移行し除却したものが1件。付属屋になりますが、今年度新たにC区分として認定され、年度内に除却したものが1件あります。この物件については年度内に除却されているため現存する空家の数にはカウントされません。よって除却数4件に対し、昨年度末の空家把握件数と今年度末の件数の差3件と1件の差が生じています。また、助言、指導については、9件行っています。この中には樹木、草木への苦情対応も含まれています。 特定空家等の除却事業についてですが、4件で予算執行額は4,396,000円。内訳としては国・県が1,947,000円、町が2,449,000円です。 来年度8,400,000円で予算計上していますが、不足する場合は増額要求する予定です。
磯江課長	管理不全空家について説明。 委員さんにどのような状況の家屋を想定すればよいのかお聞きたい。
会 長	住宅用地特例が解除されるとなれば、簡単に適用すべきではない。適用した際に町が悪者にならないように判断基準を整備してから向かうほうがよい。
張委員	C区分ではなく、対象はB区分になってくると思うが、管理が不十分な状況についての判断が非常に難しいと思われる。年に1回でも定期的に帰省され、管理、補修される物件については対象外になってくると思う。 現場確認後、破損部分について後日何かしらの対応がされる場合もあり、その時の状況判断だけで管理不全空き家としての判断はできない。

令和5年度第1回

## 北栄町空家対策審議会会議事録

会長  
事務局

各物件について行政が管理状況を把握して台帳を作成するのは無理。  
対象となる物件の対象範囲について、まずは判定点数等で範囲を絞ってはどうか。  
他市町村の判断基準等も参考にして、本町の取り扱い方針を探っていきたい。

北栄町空家対策審議会  
会長

印